

議案第5号

沖縄県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

沖縄県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

**沖縄県教育委員会訓令第 号**

**沖縄県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令**

沖縄県教育委員会公印規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
第9条第2項中「係長」を「班長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要の説明

総務課

### 1 件名

沖縄県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

### 2 改正の経緯及び必要性

平成 19 年度より教育庁に組織のフラット化及び班制を導入することに伴い、新たな職を設けるため、関係条項の改正を行う必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 係長を班長に改める（第 9 条）
- (2) 訓令の施行は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

### 4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

### 5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

○沖縄県教育委員会公印規程（総務課）

新	旧
<p>(公印取扱主任)            第9条 公印管守者は、公印取扱主任（以下「取扱主任」という。）を置かなければならない。            2 取扱主任は、庶務担当班長又はこれに準ずる者を充てる。</p>	<p>(公印取扱主任)            第9条 公印管守者は、公印取扱主任（以下「取扱主任」という。）を置かなければならない。            2 取扱主任は、庶務担当係長又はこれに準ずる者を充てる。</p>